

# 『徳川実紀』にみる 江戸時代前中期の道路行政制度 —「橋梁」に関する事項に着目して—

西山 孝樹<sup>1</sup>・藤田 龍之<sup>2</sup>・天野 光一<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 正会員 日本大学助教 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: nishiyama.takaki@nihon-u.ac.jp

<sup>2</sup> 正会員 元日本大学教授 イムノサイエンス株式会社 (〒963-8852 福島県郡山市台新 1-10-11)

E-mail: info@imuno.co.jp

<sup>3</sup> フェロー会員 日本大学教授 理工学部まちづくり工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)

E-mail: amano.kouichi@nihon-u.ac.jp

本研究では、わが国の江戸幕府における「道路行政制度」のなかで、『徳川実紀』に掲載された「橋梁」に関する事項に着目した。その結果、『徳川実紀』に掲載されていた 111 項目を江戸幕府による政策ごとに分類したところ 169 項目となった。最も多くの事項が掲載されていたのは「法制度」に関する 73 項目で、架橋や修理に携わっていた「職掌」、橋梁に異常がないか定期的に巡回を行うよう「維持管理」等が定められていた。次いで多かったのは、「架替および修理」に関する 44 項目であった。なお、「新規架橋」は「修理・架替」よりも少ない 21 項目で、約半数の記載に留まっていた。このようなことから、江戸時代前中期においては、維持管理に重きが置かれ、新規事業は抑えられていたことを明らかにした。

**Key Words:** Tokugawa Jikki, Edo Shogunate, road administration, blank time period, Bon-do

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景

わが国では江戸時代に入ると、戦国時代の動乱は次第に収まっていった。民衆の生活が安定したことで、食糧増産を目的とした河川改修や新田開発などが広く実施されるようになった<sup>1)2)</sup>。わが国の近世以降に実施された社会基盤整備は、現代へ繋がる社会基盤整備の萌芽であったと考えられる。しかし、江戸幕府下に先の整備がどのように実施されたか、一次史料から網羅的に明らかとなっていなかった。

そこで筆者らは、江戸幕府が編纂した公式記録である『徳川実紀』を用いて、江戸時代前中期に実施された道路行政政策に着目した<sup>3)</sup>。その結果、「道路」に関する記述は 149 項目あり、それらを分類したところ、流通・交通政策や維持管理等を定めた「規則の制定」に関する記述が 120 項目と最も多かった。一方で、「道路」の新規造成や補修等、「道路施工」に関するものは 25 項目と非常に少ない状況であった。研究対象とした時代は、「道路」の維持管理等は行われたものの、幕府直轄による道路造成は積極的に

行われていなかった。このようなことから、幕藩体制を維持するために江戸へ攻め込まれることを防ぐ必要もあり、江戸幕府が交通の便を良くする土木工事を抑えていたと推察される状況にあったことを示した<sup>4)</sup>。

### (2) 研究の目的

道路行政政策として、「橋梁」に関しても重要な事項の一つに数えられる。当時は、ほとんどの橋梁が木構造で洪水による流失や火災による破損があったと考えられる。しかし、幾度とない架け替えを経て、江戸時代とほぼ同じ位置に架橋され、現在と過去を繋ぐ歴史的な繋がりがあるといえる。また、日本橋や両国橋のように、当時の名称が長きにわたって用いられていることも多い。

そこで本研究では、江戸時代前中期において、道路行政政策がどのように進められてきたのか、江戸幕府が整備し、管理を行っていた「橋梁」をどのように捉えていたかを明らかにしていく。江戸幕府の公式記録として編纂された『徳川実紀』を読み解いて、社会基盤施設整備の一端に迫っていくことを目的とした。

### (3) 研究の位置づけ

ここで、江戸時代の「橋梁」に関する既往研究を整理しておきたい。江戸時代には、幕府などが公的に整備した「公儀橋」と町人などが私的に整備した「町橋」が存在していた。「公儀橋」について『日本国語大辞典』によれば<sup>5)</sup>、

「江戸時代、大坂や京都以下、畿内地方での橋梁の呼称の一つ。幕府の公金によって改架、修繕するもの。江戸の御入用橋に相当する。町や村が自費で運営するは町橋、村橋などと呼んだ。」

江戸の「公儀橋」は、大手橋・和田倉橋など江戸城の内外に架すもの 40～50、両国橋・新大橋・永代橋・大川橋（吾妻橋）・日本橋など江戸の町々に架かっていた 120 余であると示され、その大半が本所・深川にあったという<sup>6)</sup>。また、江戸では「公儀橋」を「御入用橋」と呼び、『日本国語大辞典』<sup>7)</sup>「御入用橋」の項目には、

「江戸時代、江戸府内で、幕府の負担において普請した橋。大坂では、公儀橋といった。江戸では城の内外郭の橋をはじめ、両国橋、新大橋、日本橋、京橋など約百二十数。」

江戸の「御入用橋」は、120 余と示されており、『国史大辞典』には、「公儀橋」を参照とあった。

一方の「町橋」は、『日本国語大辞典』<sup>8)</sup>によれば、「近世、江戸や大坂の市中にある橋で、公費でなく町費で架設、維持した市中の橋。」

とあり、江戸の「御入用橋」とは異なり、「町橋」については、その総数は記載されていなかった<sup>9)</sup>。また、2(2)で後述する本研究で対象とした時代には含まれていないが、江戸時代末期には御入用橋であったものが民間の手によって管理されていたこともあったという。

続いて既往研究をみると、松村<sup>10)</sup>や鈴木<sup>11)</sup>は、江戸に架けられた各橋の事項を丁寧にまとめている。例えば、松村<sup>12)</sup>によれば、先述した江戸の「御入用橋」について、享保 19 (1734) 年に、「御入用橋」の維持管理を民間へ一括管理させたものの、その後は幕府が管理するように戻したという<sup>13)</sup>。さらに、同文献<sup>13)</sup>には主として享保期に橋梁の維持管理を民営へ管理委託されたことなど、施策が大きく転換した際の出来事は既往研究で明確にされていた。また、維持管理についても、隅田川にかかる主要な両国橋や永代橋の管理体制など、個別の橋梁について、その詳細が明らかにされていた。

しかしながら、本研究で用いた『徳川実紀』に代表される江戸時代の公式記録である一次史料を読み解き、江戸幕府が社会基盤施設のなかで「橋梁」に関する制度や政策などの管理体制をどのように位置づけていたかを網羅してまとめられた研究は見当たらない状況にあった。

## 2. 研究方法

### (1) 『徳川実紀』の位置づけ

『徳川実紀』とは、『国史大辞典』によると<sup>14)</sup>、「初代徳川家康より第十代家治までの江戸幕府將軍の事歴を中心に叙述した史書。第十一代家齊から第十五代慶喜までは『続徳川実紀』と通称されている。江戸幕府撰。巻数は「御本編四百四十七冊、御附録六十八冊、成書例・総目録・引用書二冊、通計五百十七冊」（総目録末尾に記され、献上本の冊数）で、通し巻数はない。献上本に題された本書の総称は『御実紀』で、この総称は編集方針評議の段階で定められた。『徳川実紀』という呼称は明治以後のものである。（中略）徳川氏の立場からの叙述、編纂時における対照の困難による年紀の混乱もみられるが、すべての史料は流麗な平仮名交り文で統一し、原文をあまり崩さないで元の形を存しようとする意図と成島司直の簡潔な要約は要を得て、近世研究の基幹書の一つである。『続徳川実紀』は本編に続いて編集作業が勧められたが、結局未完成で進献には至らなかった。（中略）編集方針は前書と同様であつたらしく、体裁・構成は前代までのものと全く同じでほとんど完成されているが、他は稿本のみで、史料集の観がある（以下略）。」

と示される。『徳川実紀』は公式記録であり、江戸幕府による一連の社会基盤整備の実態を把握できると考えられる。初代將軍の徳川家康から第 10 代の徳川家治までの事績がまとめられた本史料を読み通し、そのなかから社会基盤整備に関する事項を抜き出した。なお、『徳川実紀』については、吉川弘文館『新訂増補 国史大系 徳川實紀 第 1 篇～第 10 篇』<sup>15)</sup>を用いた。

### (2) 江戸時代前中期の「橋梁」に関する記載事項

江戸時代は表-1 で示したように、前期・中期・後期の 3 期に分けられることが一般に言われている。本研究では、前節で詳述した『徳川実紀』に記載されている初代將軍の徳川家康から第 10 代徳川家治までの江戸時代前期から中期を研究対象とした。

そして、『徳川実紀』の社会基盤に関する記述として、築城（軍事土木）、橋梁、道路、河川、災害等の記述が掲載されていた。本研究では、そのなかから「橋梁」に関するすべての事項を抜き出し、江戸幕府が「橋梁」に関連する法制度や維持管理をどのように整備していたかを明らかにした。

表-1 江戸時代の時代区分

| 江戸時代 | 將軍              | 西暦          |
|------|-----------------|-------------|
| 前期   | 初代徳川家康～5代徳川綱吉   | 1603年～1709年 |
| 中期   | 6代徳川家宣～10代徳川家治  | 1709年～1786年 |
| 後期   | 11代徳川家齊～15代徳川慶喜 | 1787年～1867年 |

### 3. 『徳川実紀』にみる「橋梁」に関する記述の分類

#### (1) 橋梁ごとにみる『徳川実紀』の記載内容

『徳川実紀』において、具体的な名称が付されていた橋梁は、江戸府内が 20 橋、52 項目（両国橋 10 項目、神田橋 6 項目、六郷（川）橋 6 項目など）が掲載されていた。それだけではなく、関東周辺や東海道を沿った三河や大阪および京都周辺に所在する 20 橋、50 項目（矢作橋 17 項目、吉田橋 8 項目、木津川橋 4 項目など）でみられ、その記載数は府内とほぼ同数であった。

このように、江戸府内の橋梁よりも、東海道筋にある矢作橋に関するものが 17 項目と最も多く、江戸幕府が重要視していた橋梁であることがわかった。

#### (2) 分類項目ごとにみる『徳川実紀』の記載内容

表-1 で示した『徳川実紀』に記載されている江戸時代前中期（1603 年～1786 年）の「橋梁」に関する記述は、111 項目が存在し、それらの分類を行った。その結果、複数の項目にまたがる記述も存在したため、表-2 で示した 169 項目に分類することができた。

『徳川実紀』に掲載された「橋梁」の事項で、最も多い記述は、「4. 法制度」に関する 73 項目であった。そのなかで、架橋や修理を担当した「4(1)職掌」に関するものが 46 項目、次いで巡視・巡察を実施するように命じた「4(2)維持管理」が 15 項目と続いた。

次に、架橋したり橋梁を修理したりした記述についてみると、現代では見かけない河川に船を浮かべ、その上に板を渡して並べた「1(1)舟橋架橋」の記述がみられた。それらの記述を含めても、「1. 新規架橋」に該当した

表-2 『徳川実紀』にみる「橋梁」に関する記述の分類

| 大項目        | 小項目        | 小計  | 合計 |
|------------|------------|-----|----|
| 1. 新規架橋    | (1) 船橋架橋   | 7   | 21 |
|            | (2) 架橋     | 14  |    |
| 2. 架替および修理 | (1) 修理     | 41  | 44 |
|            | (2) 架替     | 3   |    |
| 3. 橋梁の被災   | (1) 橋梁流失   | 13  | 20 |
|            | (2) 橋梁破損   | 4   |    |
|            | (3) 橋梁焼失   | 3   |    |
| 4. 法制度     | (1) 職掌     | 46  | 73 |
|            | (2) 維持管理   | 15  |    |
|            | (3) 禁止事項   | 8   |    |
|            | (4) 過失責任   | 3   |    |
|            | (5) 起点     | 1   |    |
| 5. 橋梁の名称   | (1) 名称決定   | 5   | 9  |
|            | (2) 名称変更   | 3   |    |
|            | (3) 名称由来   | 1   |    |
| 6. その他     | (1) 橋梁撤去   | 1   | 2  |
|            | (2) 発掘（橋脚） | 1   |    |
| 合 計        |            | 169 |    |

ものは 21 項目で、既存の橋梁を修理あるいは架け替えに言及した「2. 架替および修理」の 44 項目と比較して、およそ 2 倍の開きがあった。

また、「3. 橋梁の被災」に関する記載も、20 項目でみられた。橋梁が洪水等によって「3(1)橋梁流失（13 項目）」や「3(2)橋梁破損（4 項目）」となったものに加え、少ないながら「3(3)橋梁焼失（3 項目）」もあった。このような橋梁に対する被災があったことから、「2. 架替および修理」に該当する橋梁の修理や架け替えの記述が多かったと考えられる。

その他には、「5. 橋梁の名称」に関するものが 9 項目で掲載されており、新たに架けた橋梁の名称を定めた「5(1)名称決定」が 5 項目と半数以上を占めた。

### 4. 新規架橋

#### (1) 舟橋架橋

研究対象とした江戸時代前中期には、表-2「1(1)舟橋架橋」は 7 項目で記載されていた。そのうち、江戸時代前期に 6 項目が集中しており、慶長 19（1614）年中の記載は 5 項目でみられた。

そのうち、天竜川に関する記載は、記載年が不明な表-3 No.1 を加えると 3 項目でみられた。表-3 No.2 に示した慶長 19（1614）年には、

「今度天龍川に舟橋をかけらる。町奉行彦坂九兵衛光正。御通行前は往來を禁ずべしと申けるに。橋は諸人便を

表-3 『徳川実紀』にみる「架橋」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目                   | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                         |
|-----|--------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   |              | 舟橋架橋                 | 日をへて富士。安部川をわたり田中の城に泊られ。また大井川。天龍川を越えて濱松の城におはしつぎぬ。大河にはみな舟橋を架られしかば右府ことに感ぜられ。その橋奉行にも祿あまたかづけらる。濱松にはこと更あるじ設け善美をつくさせ給ふ。今度剽賊を打亡し甲信まで一統する事。 |
| 2   | 慶長19<br>1614 | 舟橋架橋                 | 今度天龍川に舟橋をかけらる。町奉行彦坂九兵衛光正。御通行前は往來を禁ずべしと申けるに。橋は諸人便を得むが爲架せしめられた。往來を止る事あるべからず。されど大人數一度に渡らんとせば毀損すべし。一騎づつ往還せしむべしと命ぜらる。天龍川舟橋              |
| 3   | 慶長19<br>1614 | 舟橋架橋                 | 卯刻中泉を出給ひ。御道すがら御鷹つかはせ給ふ。天龍川二瀬に舟橋を架せらる。大石十右衛門某。豊島作右衛門忠次これを奉行す。                                                                       |
| 4   | 慶長19<br>1614 | 舟橋架橋                 | 大坂にては吹田の渡りに舟橋をかけ。茨木之城へ攻めからんとするよし聞えければ。                                                                                             |
| 5   | 慶長19<br>1614 | 舟橋架橋                 | 蜂須賀阿波守至鎮に。穢多崎新家村に舟橋を架し。往來を得せしむべしと命ぜらる。蜂須賀至鎮九鬼守薩等奪仙波                                                                                |
| 6   | 慶長19<br>1614 | 舟橋架橋                 | 浅野但馬守長晟。松平土佐守忠義に。仙波堀川へ盲船をもて。船橋をもて。船橋を架べしと命ぜられ。また堀を埋むるため土俵を用意すべしと命ぜらる。                                                              |
| 7   | 明暦3<br>1657  | 橋梁<br>焼失<br>船橋<br>架橋 | 郭外橋焼落し所々いそぎ舟橋を架し。往還の自由を得せしむべしと小普請奉行に命ぜらる。<br>於罹災地急舟橋                                                                               |

得むが爲架せしめたれば、往來を止る事あるべからず。されど大人數一度に渡らんとせば毀損すべし。一騎づつ往還せしむべしと命ぜらる。」

とあり、人々が往來することを止めてはいけないうが、橋梁は大人數が一度に渡れば、意図的に壊れるようにし、馬に乗った武士は一騎ずつ往來させよとの命が出された。その条件を満たす構造形式として、舟橋が選定されていた。これまで、種々の先行研究で述べられてきたように、大井川に代表される東海道筋で固定された橋梁が架けられず、江戸を守る防衛の意味合いがあった。さらに、同年の記事(表-3 No.4)には、

「大坂にては吹田の渡りに舟橋をかけ。茨木の城へ攻めからんとするよし聞えければ。」

吹田の渡しにおいても、城へ攻めかかろうとする様子が窺えたことから、舟橋を架けたとの記載があった。木材を組んだ橋梁を架け、人々を簡便に往來させないという選択肢も存在していた。

40 年余を経た明暦 3 (1657) 年に、舟橋の記載が 1 項目でみられ(表-3 No.7) ,

「郭外橋焼落し所々いそぎ舟橋を架し。往還の自由を得せしむべしと小普請奉行に命ぜらる。」

橋梁が焼け落ち、本橋を再建するまでの仮橋として、舟橋を架けたとみられる。徐々に戦乱が収まり、平穩な世になっていくと、敵の攻撃から防衛するということを考慮する必要はなくなり、簡便に人々を対岸へ渡すことができる舟橋の機能が着目されたと考えられる。

## (2) 架橋

『徳川実紀』に掲載された新規に橋を架けた表-2「1(2)架橋」に該当する記述は、14 項目でみられた。その架橋に関する事項は、寛永元 (1624) 年(表-4 No.3) , 「川勝丹波守廣綱。多賀左近常長西城大手橋構造の奉行を命ぜらる。」とあるように、橋梁を組み立てるための奉行、ここのいう「西城大手橋構造の奉行」を併せて任命していた。この記述のように、後述する表-2「4(1)職掌」が併せて示されていたのは 14 項目のうち 7 項目(表-3 No.3, No.4, No.5, No.7, No.8, No.10, No.12) でみられた。

また、橋を架けた際に名称を定めた表-2「5(1)名称決定」に該当した 5 項目のうち、表-2「1(1)架橋」と共に記載があったのは 3 項目であった。例えば、寛文 8 (1668) 年(表-4 No.9) , 「この春の火災後より。門を開き橋をわたり往來を通ず。又虎門と幸橋の間に橋を架して新橋と唱ふ。」

元禄 6 (1693) 年(表-4 No.11) ,

「この日市井に令せられしは。こたび構築せし深川の橋。新大橋と稱すべしとなり。」

とあり、東京に現存する「新橋」という地名(表-4 No.9)

表-4 『徳川実紀』にみる「架橋」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目             | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|--------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 慶長9<br>1604  | 架橋             | 此秋木津川の橋を大坂より架せしめらる。長さ二町にあまれりとぞ。木津川架橋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2   |              | 橋梁<br>流失<br>架橋 | 矢矧の橋洪水にて押流したれば。架橋の事命ぜられしに。老臣等この架橋費用の莫大なるはいふまでもなし。御成下にかかる大河のあるは究竟の天徳にて。隣國より攻來るにも橋なきをもて便よしとす。此度流失せしこそ幸の事なれ。この後は船渡しに命ぜらるべきにやと。各議し待るよし申上しかば。君聞しめし。抑この橋の事は。代代の書籍にもしるし謠曲にも入て。本朝に名高き橋なり。さるをわが代に當りて橋をかへて渡にせば。海道の旅行難困するのみならず。何がしは敵を怯れ費用をいとひて橋をやめしなど。天下後世あざけれんは。國主の恥辱とやいひむ。まして地險をたのむは。人にも時にもよる事なれ。古人もいひしごとく。國の治亂は人和にありて地險にあらず。險をたのむで敵を防がんは本を知らざるの論なり。ただ片時もはやく改架せよと命ぜられしかば。いづれも尊旨の恢豁にして。利濟の念ふかくおはしますを感じたてまつれり。矢矧川架橋 |
| 3   | 寛永元<br>1624  | 架橋<br>職掌       | 川勝丹波守廣綱。多賀左近常長西城大手橋構造の奉行を命ぜらる。西城大手橋構造                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 4   | 正保4<br>1647  | 架橋<br>職掌       | 小姓組三上半兵衛季正。川口源兵衛正信小塚原架橋の奉行を命ぜらる。小塚原架橋奉行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5   | 萬治元<br>1658  | 架橋<br>職掌       | 大番坪内藤右衛門公定。芝山權右衛門好和淺草川新架の橋奉行仰付けらる。今の兩國橋これなり。兩國橋新架                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6   | 萬治3<br>1660  | 架橋             | 秋田安房守盛季桔槔橋地形成功により。そのことにあづかりし家士等銀。時服。羽織給はる事差あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 7   | 寛文元<br>1661  | 架橋<br>職掌       | 大番松平五郎兵衛昌秀。大竹源太郎正次は六郷川架橋の奉行を命ぜらる。六郷川架橋奉行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8   | 寛文2<br>1662  | 架橋<br>職掌       | 大番長井五右衛門吉勝。大竹源太郎正次。六郷川架橋成功により。金。時服給ふ。六郷川架橋行賞                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 9   | 寛文8<br>1668  | 架橋<br>名称<br>決定 | この春の火災後より。門を開き橋をわたり往來を通ず。又虎門と幸橋の間に橋を架して新橋と唱ふ。新橋開通                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10  | 元禄6<br>1693  | 架橋<br>職掌       | 淺草川新橋架橋の事を。小普請奉行に仰付けらる。淺草川新橋架橋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 11  | 元禄6<br>1693  | 架橋<br>名称<br>決定 | この日市井に令せられしは。こたび構築せし深川の橋。新大橋と稱すべしとなり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 12  | 元禄11<br>1698 | 架橋<br>職掌       | けふ關東郡代伊奈半左衛門忠順に。深川大渡に架橋の事仰付けらる。深川大渡架橋(永代橋)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 13  |              | 橋梁<br>焼失<br>架橋 | 享保九年三月神田門の橋火にかかりしかば。速に新造あたるべしと仰出さる。ほどへて宿老水野和泉守忠之進見せし時。神田橋ははや成功せしにやと問せ給ふ。和泉承り。いまだ工匠ども費用をはかりて。作りはじめ候はずと申ければ御氣色損じ。いかに城門の橋かくるに。費用を論じて。遲滞する事のあるべきや。ことに往來しげき所なれば。一日もはやく架ざれば。諸人の難儀大方ならじ。平常の費をはぶくは。かかる時用ゆべき爲ならずやと仰有ければ。和泉守もかつ恐れかつ感じ奉りて。いそぎ架造の事はからひ。不日に落成せしとなり。吉宗召老中水野忠之責神田橋新造遅竣                                                                                                                                  |
| 14  | 安永3<br>1774  | 架橋<br>名称<br>決定 | 淺草川にあたらに橋をわたり大川橋と名づく。これは市人等乞てつくりしといふ。大川橋新架                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

や隅田川に架かる「新大橋」(表-4 No.11) という名称が、江戸時代に名付けられたとみられる。

## 5. 架替および修理

前章では、表-2「1. 新規架橋」に該当した 21 項目に

ついて考察を行った。本章では表-2「2. 架替および修理」に該当した 44 項目を対象としたところ、新規に架設した 21 項目と比較して約 2 倍もの記載があった。これまで筆者らから明らかにしてきた「道路」に関する事項<sup>4)</sup>と同様、「橋梁」に関しても、新規に橋を架けるといふよりは、既存の橋梁を修理したり、架け替えを行っていたりした記述が多かったことを明らかにした。

## (1) 修理

本節では、実際に「橋梁」を修理したことが具体的に記載されていた表-2「2(1)修理」の 41 項目を対象とした。類似の項目として、表-2「4(2)維持管理」を選定したが、そこでは橋梁を維持していくために異常がないかを確認

表-5 『徳川実紀』にみる「修理」の項目 (1/2)

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目       | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                   |
|-----|--------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 寛永12<br>1635 | 修理<br>職掌 | 書院番佐々権兵衛長次、神田橋、雉子橋修理の普請奉行になる。神田橋雉子橋修理                                                                                                        |
| 2   | 寛永14<br>1637 | 修理<br>職掌 | 代官角倉庄七玄紀は淀橋の修理命ぜられ、淀橋修理                                                                                                                      |
| 3   | 寛永18<br>1641 | 修理<br>職掌 | 大番飯河善左衛門方好、島次右衛門正成窪町土橋修理奉行仰付らる。窪町土橋修理                                                                                                        |
| 4   | 寛永19<br>1642 | 修理<br>職掌 | 大番組頭加藤傳兵衛正良、大番榊原小兵衛長勝に松平陸奥守忠宗、内藤帯刀忠興宅前の土橋修理命ぜらる。土橋修理奉行                                                                                       |
| 5   | 正保元<br>1644  | 修理<br>職掌 | 大番岡部小次郎忠次牛込門内の各橋修理奉行命ぜらる。牛込門内各橋修理奉行                                                                                                          |
| 6   | 明暦2<br>1656  | 修理<br>職掌 | 寄合藤掛監物長俊は伏見豊後橋の修理成功して歸謁し、伏見豊後橋修理成功                                                                                                           |
| 7   | 寛文12<br>1672 | 修理<br>職掌 | 關東郡代伊奈半十郎忠常所属一人、六郷橋修理奉りしかば、褒銀を下さる。六郷橋修理行賞                                                                                                    |
| 8   | 延宝7<br>1679  | 修理<br>職掌 | 八年永井伊賀守尚庸所司代の職命ぜられし時、京畿の事ともにはからふべしと命ぜられ、この後も京職仰付らるる時には、かならずかかる御旨を奉り、すべて洛邊の火災、または造營のたびたび、御法事かつ川浚、橋梁修理等の事、人数出しはからふ事しばしばなり、延宝三年二月四日到仕の事こひ申せしかど、 |
| 9   | 元禄16<br>1703 | 修理<br>職掌 | 此日三州吉田橋修理にあづかりし代官に金、三州吉田橋修理行賞                                                                                                                |
| 10  | 正徳2<br>1712  | 修理<br>職掌 | 又秋田信濃守輝季三州吉田橋修理助役を仰付らる。三河吉田橋修理助役                                                                                                             |
| 11  | 正徳3<br>1713  | 修理<br>職掌 | 小姓組西山十右衛門昌淳三河國吉田橋修理命ぜられ暇給ふ、三河吉田橋修理                                                                                                           |
| 12  | 正徳3<br>1713  | 修理<br>職掌 | 三河國吉田橋修理に人夫出したるをもて、秋田信濃守輝季が家人等に時服、羽織、銀を給ふ、                                                                                                   |
| 13  | 正徳3<br>1713  | 修理<br>職掌 | 水野出羽守忠周三河國矢矧橋の修理に人夫出すべしと命ぜられ、寄合石原勘左衛門安種、書院番向井兵庫政暉は同じ普請奉行を命ぜらる。三河矢矧橋助役                                                                        |
| 14  | 正徳3<br>1713  | 修理<br>職掌 | 小笠原右近將監忠雄紅葉山の役夫出す事をゆるされ、水野出羽守忠周も同じ事にて、三州矢矧橋の助役をゆるさる、                                                                                         |
| 15  | 正徳4<br>1714  | 修理<br>職掌 | 書院番向井兵庫政暉三河國矢矧橋の架構うけたまはりてかしこにあるに、                                                                                                            |
| 16  | 正徳5<br>1715  | 修理<br>職掌 | 美濃国士高木五郎左衛門衛貞が子修理貞輝、并に大番の子五人初見し奉る。三河矢矧橋修理行賞                                                                                                  |
| 17  | 正徳5<br>1715  | 修理<br>職掌 | 伊勢國宇治橋并橋姫祠修理成功せしをもて、宇治橋及橋姫祠修理行賞                                                                                                              |
| 18  | 正徳5<br>1715  | 修理<br>職掌 | 山田奉行渡邊下總守輝はこの修理つかさどりしに、其邊なる風宮橋は、例公の修理加へらるべき所ならざるを、あやまちて修理せしめたり、されどこたびはとがめられず、宇治風宮橋非公儀普請之例                                                    |

表-6 『徳川実紀』にみる「修理」の項目 (2/2)

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目             | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                |
|-----|--------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19  | 享保3<br>1718  | 修理<br>職掌       | けふ神田橋の修理なりしをもて、作事奉行駒木根肥後守政方にも賜ひ、鍛冶橋の修理にあづかりし普請奉行丸毛美濃守利雄にも、同じく賜物あり、戸澤上總介正庸は、人夫出してその役たすけしにより時服を賜ふ、神田橋鍛冶橋修理成 |
| 20  | 享保8<br>1723  | 修理<br>職掌       | 代官江川太郎左衛門英勝職を奪はれ、家につつましめらる、これはさきに武蔵の國戸塚驛の橋、及び相模の國花水橋の修理せし時、その用にあつるとて、代官江川英勝被奪職                            |
| 21  | 寛保3<br>1743  | 修理<br>職掌       | 三河國矢矧の橋修理命ぜられし小普請にいとま下さる。三河國矢矧橋修理                                                                         |
| 22  | 延享元<br>1744  | 修理<br>職掌       | 兩國橋の修理を褒せられ、勘定奉行神尾若狭守春央、水野對馬守忠伸は時服、小普請奉行曲淵越前守英元、目付能勢甚四郎頼一は金、時服、勘定奉行支配井澤彌惣兵衛正房は金をたまふ、兩國橋修理                 |
| 23  | 延享2<br>1745  | 修理<br>職掌       | 三河國矢矧橋の修理仰つけられ、小普請方のともがらいとま下さる、三河國矢矧橋修理                                                                   |
| 24  | 延享2<br>1745  | 修理<br>職掌       | 勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房矢矧橋修理の事奉りていとまかはる、                                                                            |
| 25  | 延享2<br>1745  | 修理<br>職掌       | 小普請奉行細井飛驒守安定、三河國矢矧橋の修理命ぜられて暇くださる、三河國矢矧橋修理                                                                 |
| 26  | 延享3<br>1746  | 修理<br>職掌       | 初見する甲府勤番の士五人、小普請奉行細井飛驒守忠定三河國矢矧橋の架構はてて歸り謁す、                                                                |
| 27  | 延享3<br>1747  | 修理<br>職掌       | 小普請奉行細井飛驒守安定、三河國矢矧橋成功せしにより、金たまひて褒せらる、三河國矢矧橋成功                                                             |
| 28  |              | 修理<br>職掌       | 作事奉行山田肥後守利延に金三枚、時服二、目付け普沼新三郎定秀に金貳枚、時服二をたまひて、西桔橋石壘の修理なりしを賞せらる、江戸城西桔橋櫓石壘修理                                  |
| 29  | 宝暦2<br>1752  | 修理<br>職掌       | 三河國吉田橋修理により、使番雨宮權左衛門正方目付奉はり監視にまかる、勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房修理奉はりて同じく暇を給ふ、                                             |
| 30  | 宝暦2<br>1752  | 修理<br>職掌       | 三河國吉田の橋修理なりしをもて、勘定奉行曲淵豊後守英元に時服賜ひ、使番雨宮權左衛門正方、勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房三河國より歸り謁す、三河國吉田橋修理成                              |
| 31  | 宝暦9<br>1759  | 修理<br>維持<br>管理 | この日目付鶴殿十郎右衛門長達兩國橋修理の巡視を命ぜらる、兩國橋修理                                                                         |
| 32  | 宝暦11<br>1761 | 修理<br>職掌       | 西桔橋の石壘修理なりしにより、作事奉行安藤弾正少弼惟要、目付大田三郎兵衛正房黄金、時服賜はりて賞せらる、江戸城西桔橋櫓石垣修理                                           |
| 33  | 宝暦11<br>1761 | 修理<br>職掌       | 作事奉行山名伊豆守豊明、使番松田彦兵衛居三河國矢矧橋修理うけたまはりいとたまふ三河國矢矧橋修理                                                           |
| 34  | 宝暦12<br>1762 | 修理<br>職掌       | 河部飛驒守正允三河國矢矧橋修理助役の賞として時服十五賜ふ、作事奉行山名伊豆守豊明、松田彦兵衛盛員居居橋の事終りて歸り謁す、三河國矢矧橋修理助役行賞                                 |
| 35  | 宝暦1<br>1763  | 修理<br>維持<br>管理 | 松平大和守朝矩上野國厩橋城修理巡察のいとたまふ、                                                                                  |
| 36  | 明和2<br>1765  | 修理<br>職掌       | 小普請奉行本多讃岐守昌忠金二枚、時服二、目付松平縫殿頭忠香時服二給はり、雉子橋石垣修理つかさどりしを賞せらる、                                                   |
| 37  | 明和4<br>1767  | 修理<br>職掌       | 又千住大橋修理奉はりし作事奉行正木志摩守康恒、西城目付小菅猪右衛門武弟に時服賜はる、                                                                |
| 38  | 安永元<br>1772  | 修理<br>職掌       | 作事奉行新庄能登守直宥、目付桑原善兵衛盛員日光山の神橋修理告竣せしをもて、金、時服をたまひ、                                                            |
| 39  | 安永9<br>1780  | 修理<br>職掌       | 作事奉行室賀山城守正之、使番野一色頼母義恭に、三河國矢矧橋の架構命ぜられていとま賜はる、三河國矢矧橋架構                                                      |
| 40  | 天明元<br>1781  | 修理<br>職掌       | 作事奉行室賀山城守正之三河國矢矧の橋修理おはりて歸り謁す、人夫出したる相馬因幡守怒胤に時服十給ひて褒せらる、                                                    |
| 41  | 天明元<br>1781  | 修理<br>職掌       | 勘定奉行松本伊豆守秀持比叡山諸堂、三河國矢矧橋、鎌倉八幡宮修理のことども、府にありながらつかさどりしをもて時服三をたまはる、                                            |

する巡回、橋梁の周辺における船の係留方法などを定めた法制度に関する事項を振り分けた。

ここで、表-5 および表-6 で示した個々の橋梁別に、修理に関する事項を整理すると、矢作橋が 15 項目で示され、全体の約 36.6%を占めた（表-5 No.13, No.14, No.15, No.16, No.21, No.23, 表-6 No.24, No.25, No.26, No.27, No.33, No.34, No.39, No.40, No.41）。次いで、吉田橋が 6 項目（表-5 No.9, No.10, No.11, No.12 および表-6 No.29, No.30）となり、これら 2 橋で本項目全体の約半数（21 項目／41 項目）を占めた。江戸府内の橋梁ではなく、東海道筋の橋梁に関する事項が多く記載されていた。

## (2) 架替

表-2 「2(2)架替」に該当する事項は、3 項目が『徳川実紀』で記載されていた。

江戸府内であると、宝暦 4（1754）年に実施された千住大橋の架け替えがあった（表-7 No.2）。

「小普請奉行小幡山城守景利千住大橋造りかへしにより、時服三をたまひて賞さる。」

京都伏見の豊後橋においては、藤懸監物長俊が掛直奉行（表-7 No.1）に命じられたとの記載があった。宝暦 4（1754）年（表-7 No.3）の三河国吉田橋では、  
「三河国吉田橋改架により、目付坪内權之助定央、勘定吟味役細井丸助政昌に監視命ぜられて暇給はり。」とあり、架け替えについて 3 項目で掲載されていた。

## 6. 橋梁の被災

橋梁の被災については、表-2 「3(1)橋梁流失」「3(2)橋梁破損」「3(3)橋梁焼失」があり、それらは 20 項目で掲載されていた。ここでは、被災した項目が複数で掲載されていたため、それぞれの橋梁ごとに考察を行った。

江戸府内の橋梁では、両国橋が 3 度（表-8 No.11, No.13, 表-9 No.2）にわたり被災した記載があった。寛文 6（1666）年に、長雨により浅草川の水かさが増して橋脚の杭が押し流された（表-9 No.2）。さらに、享保 13（1728）年の暴風雨により、神田川に架かる橋梁と両国橋が共に流失（表-8 No.11），寛延 2（1749）年には

表-8 『徳川実紀』にみる「橋梁流失」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目         | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|--------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   |              | 橋梁流失<br>架橋 | 矢矧の橋洪水にて押流したれば、架構の事命ぜられしに、老臣等この架構費用の莫大なるはいふまでもなし。御成下にかかる大河のあるは究竟の天徳にて、隣國より攻來るにも橋なきをもて便よしとす。此度流失せしこそ幸の事なれ。この後は船渡しに命ぜらるべきにやと、各議し待るよし申上しかば、君聞しめし。抑この橋の事は、代代の書籍にもしるし謠曲にも入て、本朝に名高き橋なり。さるをわが代に當りて橋をかへて渡にせば、海道の旅行難困するのみならず、何がしは敵を怯れ費用をいとひて橋をやめしなど、天下後世あざけられんは、國主の恥辱とやいはむ。まして地險をたのむは、人にも時にもよる事なれ。古人もいひしごとく、國の治亂は人和にありて地險にあらず。險をたのむで敵を防がんは本を知らざるの論なり。ただ片時もはやく改架せよと命ぜられしかば、いづれも尊旨の恢豁にして、利濟の念ふかくおはしますを感じたてまつれり。矢矧川架橋 |
| 2   | 慶安3<br>1650  | 橋梁流失       | 驛々の橋梁をし流し。<br>近畿中国九州水害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3   | 承応3<br>1654  | 橋梁流失       | また松平新太郎光政が備前の封地。洪水城内までをし入。城門橋并に土民屋舎千四五百軒。かつ田圃若干流出し。男女百五十人牛馬二百匹溺死せしよし注進あり                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4   | 萬治2<br>1659  | 橋梁流失       | 三日大水にて、府内各所の橋を押流し往來を得ず。船にて行人を渡す。江戸洪水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 5   | 萬治3<br>1660  | 橋梁流失       | 京よりこの廿日大風雨出水し。木津川大橋七十間餘落て、同所并に淀。宇治の堤破壊せし注進す。京畿洪水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 6   | 寛文6<br>1666  | 橋梁流失       | 水戸の地この四月九日。十六日氷雨ふり。五月二日大雨にて。中川。久慈川出水し。橋七十。堰。水門等二千五百をしやぶり。田畠これが爲に損害し。常陸水戸洪水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 7   | 寛文10<br>1670 | 橋梁流失       | 廿九日大坂の地此廿二三日西南風強く。木津川口より高潮おしあげ。官船并に諸大名の船をはじめ。諸國の船數千艘破損し。堤防。橋梁。屋舎あまた毀ち流され。大坂海嘯                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 8   | 寛文11<br>1671 | 橋梁流失       | 毎日東海道洪水にて。六郷橋押流したるよし注進あり。東海道洪水六郷橋流失                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 9   | 寛文12<br>1672 | 橋梁流失       | この日大風雨洪水して。六郷の假橋やぶれをちたり。大風雨洪水六郷川假橋流失                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 10  | 延宝2<br>1674  | 橋梁流失       | この十三十四兩日大風雨にて。淀。大和川洪水。天満橋。京橋。天神橋落て。攝河兩國各所堤防破損の旨大坂より注進す。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 11  | 享保13<br>1728 | 橋梁流失       | 俄に疾風暴雨して。小日向。小石川。下谷。浅草。本所のほとり。水溢れ出る事地上丈餘に及べり。兩國橋及神田川の橋梁残なく落ち。士商の家居も水害かうぶるもの多し。江戸洪水兩國橋流出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12  | 寛保2<br>1742  | 橋梁流失       | けふ令せられしは。こたび洪水にて新大橋破壊せしにより。まづ假に補ひて。深川。本所の人々。水害を避るたよりを得せしめしに。往來するものあまたありと聞ゆ。新大橋流失                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 13  | 寛延2<br>1749  | 橋梁流失<br>職掌 | 小普請奉行駒井能戸守壽正。去し水災の時。兩國の橋梁ながれ失ざるは。またく心用ひ。よく指揮せしによれりとて。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

表-9 『徳川実紀』にみる「橋梁破損」の項目

| No. | 西暦<br>和暦    | 項目   | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                       |
|-----|-------------|------|------------------------------------------------------------------|
| 1   | 萬治3<br>1660 | 橋梁破損 | 京大風雨二條城所々破損し。宇治。木津。淀川洪水。淀大橋破壊せしむね注進あり京都大風雨二條城破損                  |
| 2   | 寛文6<br>1666 | 橋梁破損 | 近日霖雨にて浅草川水かさ常よりまし。兩國橋杭おしながしたり。                                   |
| 3   | 延宝2<br>1674 | 橋梁破損 | 小笠原遠江守忠雄が豊前小倉の所領。この十六七日大風にて。石垣。橋梁。屋舎若干破損したるよし注進す。豊前小倉大風          |
| 4   | 延宝7<br>1679 | 橋梁破損 | 前月廿二日風雨にて。水戸の封内田圃五万八千石餘損害し。民家。堤防。橋梁も若干類し。大木三百五十倒れたりと注進あり。水戸封内大風雨 |

表-7 『徳川実紀』にみる「架替」の項目

| No. | 西暦<br>和暦    | 項目   | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                             |
|-----|-------------|------|--------------------------------------------------------|
| 1   | 承応2<br>1653 | 架替職掌 | 寄合藤懸監物長俊は。伏見豊後橋掛直奉行命ぜられてい                              |
| 2   | 宝暦4<br>1754 | 架替職掌 | 小普請奉行小幡山城守景利千住大橋造りかへしにより。時服三をたまひて賞さる。千住大橋              |
| 3   | 宝暦4<br>1754 | 架替職掌 | 三河国吉田橋改架により。目付坪内權之助定央。勘定吟味役細井丸助政昌に監視命ぜられて暇給はり。三河国吉田橋改架 |

昨年（1664）の水害で橋梁が流出した（表-8 No.13）。

六郷橋は、寛文 11（1671）年の東海道洪水による「3(1)橋梁流出」が起き（表-8 No.8），翌年にも，仮橋が大風雨によって流失した（表-8 No.9）。このように，2度の記載がみられた。

続いて，江戸府内以外の橋梁についてみていくと，矢作橋が江戸時代初頭に「3(1)橋梁流失」（表-8 No.1），寛文 10（1670）年の「3(3)橋梁焼失」という 2 度の記載があった（表-10 No.2）。

木津川では，万治 3（1660）年の大風雨による木津川大橋の落橋（表-9 No.5），同年には京が大風雨に襲われ，木津川の洪水も発生した（表-10 No.1）。そして，寛文 10（1670）年の木津川河口周辺で発生した高潮による「3(1)橋梁流失」もあった（表-9 No.7）。

7. 法制度

表-2 で示した『徳川実紀』に掲載されていた「橋梁」の記述は，本章で示した表-2「4. 法制度」の 73 項目が最も多く掲載されていた。橋梁に関わった職掌や維持管理を行っていくうえで必要な法制度が整備されていた。

(1) 職掌

松村<sup>16)</sup>によれば，橋梁に関与した「職掌」は，「江戸の御入用橋の日常管理は町奉行の所管であったが，後述のように橋の管理を専門に所掌する与力のポスト，定橋掛が作られたのは寛政 2 年～3 年（1790～1791）のことである。それ以前にはどの分野の役人が担当していたのか詳しいことはわからない。」

橋の管理や運営に関する記述は，主として江戸時代後期に関する記述で，本研究で対象とした時代の職掌については不明であると記されていた。

表-2「4. 法制度」のなかで，「4(1)職掌」が 46 項目を占めており，最も多くの記載があった。表-11 には，『徳川実紀』で橋梁に関与した職掌の一覧を示した。そのなかで，小普請奉行が 11 項目（表-12, No.13, No.19, No.24, No.25, No.26, 表-13 No.28, No.29, No.30, No.31, No.36, No.41），作事奉行が 10 項目（表-12, No.18, No.21, 表-13, No.32, No.38, No.39, No.40, No.42, No.43, No.44, No.45）で多くの記載があった。職掌の順は前後するが，『徳川幕府事典』<sup>17)</sup>の「作事方」に示された職掌については，

「作事奉行の下で，主として建築・修繕を担当した部門。長官の作事奉行は定員 2 人，寛永 9 年に常置されるまで目付・使番・番衆などが臨時出役で務めていた。老中支配，諸大夫，芙蓉之間詰。（以下略）」

とあり，主として建築に関する事項を掌っていた。「小普請方」に関する職掌については<sup>18)</sup>，

「(1) 作事奉行の管轄でない諸所で建築・修繕を行う部門。貞享 2 年（1685）始置。正徳 2 年（1712）8 月～享保 2 年（1717）12 月の間は廃職。長官の小普請奉行は，元禄 14 年（1701）4 月までは破損奉行総頭・小普請奉行組頭と称していた。（中略）」

(2) 元禄 14 年（1701）新設の小普請奉行の副役。奉行の指揮下幕府所管の建物の営繕を掌った。元禄 14 年 3 月まで，この職は小普請奉行・破損奉行と称していた。（以下略）」

小普請は，作事奉行が関与しない小規模な建築物の営繕を行っていた職掌であった。作事奉行と小普請奉行で共通していたのは建築に関わる職掌であった。橋梁は，木材を組み合わせた構造が多かったことから，建築に近い事業であり，先の奉行らが関与したと考えられる。

また，8 代将軍徳川吉宗による享保の改革で，治水技術流派の一つ「紀州流」を江戸へもたらした井沢弥惣兵衛為永がおり，その息子である楠之丞正房（『徳川実紀』では井澤彌惣兵衛正房と記載）が矢作橋と吉田橋に関する

表-10 『徳川実紀』にみる「橋梁焼失」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目                   | 記事事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|--------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 明暦3<br>1657  | 橋梁<br>焼失<br>船橋<br>架橋 | 郭外橋焼落し所々いそぎ舟橋を架し。往還の自由を得せしむべしと小普請奉行に命ぜらる。<br>於罹災地急舟橋                                                                                                                                                                                                                     |
| 2   | 寛文10<br>1670 | 橋梁<br>焼失             | この廿二日。水野藍物忠善が所領三州岡崎火あり。矢矧橋焼落。土民屋舎多く此災にかかりし由えなり。<br>三河岡崎火矢矧橋焼落                                                                                                                                                                                                            |
| 3   |              | 橋梁<br>焼失<br>架橋       | 享保九年三月神田門の橋火にかかりしかば。速に新造あべしと仰出さる。ほどへて宿老水野和泉守忠之進見せし時。神田橋ははや成りせしにやと問せ給ふ。和泉承り。いまだ工匠ども費用をはかりて。作りはじめ候はずと申ければ御氣色損じ。いかに城門の橋かくるに。費用を論じて。遅滞する事のあるべきや。ことに往来しげき所なれば。一日もはやく架ざれば。諸人の難儀大方ならじ。平常の費をはぶくは。かかる時用ゆべき爲ならずやと仰有ければ。和泉守もかつ恐れかつ感じ奉りて。いそぎ架造の事はからひ。不日に落成せしとなり。<br>宗召老中水野忠之責神田橋新造遅竣 |

表-11 『徳川実紀』にみる「橋梁」の事項に関与した職掌

| No. | 奉行名    | 掲載数   |
|-----|--------|-------|
| 1   | 小普請奉行  | 10 項目 |
| 2   | 小普請方   | 1 項目  |
| 3   | 作事奉行   | 10 項目 |
| 4   | 大番     | 6 項目  |
| 5   | 目付     | 6 項目  |
| 6   | 普請奉行   | 5 項目  |
| 7   | 使番     | 4 項目  |
| 8   | 勘定奉行   | 3 項目  |
| 9   | 勘定吟味役  | 3 項目  |
| 10  | 関東郡代   | 2 項目  |
| 11  | 大番組頭   | 1 項目  |
| 12  | 勘定奉行支配 | 1 項目  |
| 合 計 |        | 53 項目 |

表-12 『徳川実紀』にみる「職掌」の項目（1/2）

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目       | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                |
|-----|--------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 寛永元<br>1624  | 架橋<br>職掌 | 川勝丹波守廣綱、多賀左近常長西城大手橋構造の奉行を命ぜらる。西城大手橋構造                                                                     |
| 2   | 寛永12<br>1635 | 修理<br>職掌 | 書院番佐々権兵衛長次、神田橋、雉子橋修理の普請奉行になる。神田橋雉子橋修理                                                                     |
| 3   | 寛永14<br>1637 | 修理<br>職掌 | 代官角倉庄七玄紀は淀橋の修理命ぜられ、淀橋修理                                                                                   |
| 4   | 寛永18<br>1641 | 修理<br>職掌 | 大番飯河善左衛門方好、島次右衛門正成窪町土橋修理奉行仰付らる。窪町土橋修理                                                                     |
| 5   | 寛永19<br>1642 | 修理<br>職掌 | 大番組頭加藤傳兵衛正良、大番榊原小兵衛長勝に松平陸奥守忠宗、内藤帯刀忠興宅前の土橋修理命ぜらる。土橋修理奉行                                                    |
| 6   | 正保元<br>1644  | 修理<br>職掌 | 大番岡部小次郎忠次牛込門内の各橋修理奉行命ぜらる。牛込門内各橋修理奉行                                                                       |
| 7   | 正保4<br>1647  | 架橋<br>職掌 | 小姓組三上半兵衛季正、川口源兵衛正信小塚原架橋の奉行命ぜらる。小塚原架橋奉行                                                                    |
| 8   | 承応2<br>1653  | 架替<br>職掌 | 寄合藤懸監物長俊は、伏見豊後橋掛直奉行命ぜられていとも給ふ。伏見豊後橋掛直奉行                                                                   |
| 9   | 萬治元<br>1658  | 架橋<br>職掌 | 大番坪内藤右衛門公定、芝山権右衛門好和淺草川新架の橋奉行仰付けらる。今の兩國橋これなり兩國橋新架                                                          |
| 10  | 寛文元<br>1661  | 架橋<br>職掌 | 大番松平五郎兵衛昌秀、大竹源太郎正次は六郷川架橋の奉行命ぜらる。六郷川架橋奉行                                                                   |
| 11  | 寛文2<br>1662  | 架橋<br>職掌 | 大番長井五右衛門吉勝、大竹源太郎正次、六郷川架橋成功により、金、時服給ふ。六郷川架橋行賞                                                              |
| 12  | 寛文12<br>1672 | 修理<br>職掌 | 關東郡代伊奈半十郎忠常所屬一人、六郷橋修理奉りしかば、褒銀を下さる。六郷橋修理行賞                                                                 |
| 13  | 元禄6<br>1693  | 架橋<br>職掌 | 淺草川新橋架構の事を、小普請奉行に仰付らる。淺草川新橋架構                                                                             |
| 14  | 元禄11<br>1698 | 架橋<br>職掌 | けふ關東郡代伊奈半左衛門忠順に、深川大渡に架橋の事仰付らる。深川大渡架橋（永代橋）                                                                 |
| 15  | 正徳2<br>1712  | 修理<br>職掌 | 又秋田信濃守輝季三州吉田橋修理助役を仰付らる。三河吉田橋修理助役                                                                          |
| 16  | 正徳3<br>1713  | 修理<br>職掌 | 小姓組西山十右衛門昌淳三河國吉田橋修理命ぜられ暇給ふ。三河吉田橋修理                                                                        |
| 17  | 正徳3<br>1713  | 修理<br>職掌 | 水野出羽守忠周三河國矢矧橋の修理に人夫出すべしと命ぜられ、寄合石原勘左衛門安種、書院番向井兵庫政暉は同じ普請奉行を命ぜらる。三河矢矧橋助役                                     |
| 18  | 享保2<br>1717  | 職掌       | 作事奉行駒木根肥後守政方、普請奉行丸毛五郎兵衛利雄、神田橋、鍛冶橋經營の事奉はる。神田橋鍛冶橋經營                                                         |
| 19  | 享保2<br>1717  | 職掌       | 大島因幡守義全職奪はれて小普請にせらる。これ神田橋の經營にあづかり、苞苴の聞えあるをもて、御勘氣蒙りしとぞ聞えし。                                                 |
| 20  | 享保2<br>1717  | 職掌       | 戸澤上總介正庸、加藤出羽守泰統、神田鍛冶橋の營造に人夫いだしたるをもて、各時服五襲を賜ひ。                                                             |
| 21  | 享保3<br>1718  | 修理<br>職掌 | けふ神田橋の修理なりしをもて、作事奉行駒木根肥後守政方にも賜ひ、鍛冶橋の修理にあづかりし普請奉行丸毛美濃守利雄にも、同じく賜物あり、戸澤上總介正庸は、人夫出してその役たすけしにより時服を賜ふ。神田橋鍛冶橋修理成 |
| 22  | 享保4<br>1719  | 職掌       | 本所奉行の職を停廢せらる。よりて武家邸宅のことは普請奉行、道路、橋梁、水道のことは、勘定奉行より指揮すべしと命ぜらる。本所奉行停廢                                         |
| 23  | 享保4<br>1719  | 職掌       | 本所奉行停廢せられしにより、水道井に道橋等。此後代官指揮すべしとなり。                                                                       |
| 24  | 寛保3<br>1743  | 修理<br>職掌 | 三河國矢作の橋修理命ぜられし小普請にいとま下さる。三河國矢作橋修理                                                                         |
| 25  | 延享元<br>1744  | 修理<br>職掌 | 兩國橋の修理を褒せられ、勘定奉行神尾若狭守春央、水野對馬守忠伸は時服、小普請奉行曲淵越前守英元、目付能勢甚四郎頼一は金、時服、勘定奉行支配井澤彌惣兵衛正房は金をたまふ。兩國橋修理                 |
| 26  | 延享2<br>1745  | 修理<br>職掌 | 三河國矢作橋の修理仰つけられ、小普請方のともがらいとま下さる。三河國矢作橋修理                                                                   |
| 27  | 延享2<br>1745  | 修理<br>職掌 | 勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房矢作橋修理の事奉りていとまたまはる。                                                                           |

表-13 『徳川実紀』にみる「職掌」の項目（2/2）

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目       | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                           |
|-----|--------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28  | 延享2<br>1745  | 修理<br>職掌 | 小普請奉行細井飛騨守安定、三河國矢作橋の修理命ぜられて暇くださる。三河國矢作橋修理                                                                                            |
| 29  | 延享3<br>1746  | 修理<br>職掌 | 初見する甲府勤番の士五人、小普請奉行細井飛騨守忠定三河國矢作橋の架構はてて歸り謁す。                                                                                           |
| 30  | 延享3<br>1747  | 修理<br>職掌 | 小普請奉行細井飛騨守安定、三河國矢作橋成功せしにより、金たまひて褒せらる。三河國矢作橋成功                                                                                        |
| 31  | 寛延2<br>1749  | 橋梁<br>職掌 | 小普請奉行駒井能戸守壽正、去し水災の時、兩國の橋梁ながれ失ざるは、またく心用ひ、よく指揮せしによれりとて、                                                                                |
| 32  |              | 修理<br>職掌 | 作事奉行山田肥後守利延に金三枚、時服二、目付け普沼新三郎定秀に金貳枚、時服二をたまひて、西結橋石壘の修理なりしを賞せらる。江戸城西結橋石壘修理                                                              |
| 33  | 宝暦2<br>1752  | 修理<br>職掌 | 三河國吉田橋修理により、使番雨宮權左衛門正方目付奉はり監視にまかる。勘定吟味役井澤彌惣兵衛正方修理奉はりて同じく暇を給ふ。                                                                        |
| 34  | 宝暦2<br>1752  | 修理<br>職掌 | 三河國吉田の橋修理なりしをもて、勘定奉行曲淵豊後守英元に時服賜ひ、使番雨宮權左衛門正房、勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房三河國より歸り謁す。三河國吉田橋修理成                                                         |
| 35  | 宝暦3<br>1753  | 職掌       | 勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房職を放れ小普請にいら、家に籠らしめらる。これは三河國吉田橋のことつかさどりしに、架橋のさまをろそかなりしにより、とがめかうぶりしなり、同じ事により使番雨宮權左衛門正方も遠慮を命ぜらる。勘定吟味役井澤正房依三河國吉田橋架構不始末黜免被命蟄居 |
| 36  | 宝暦4<br>1754  | 架替<br>職掌 | 小普請奉行小幡山城守景利千住大橋造りかへしにより、時服三をたまひて賞さる。千住大橋                                                                                            |
| 37  | 宝暦4<br>1754  | 架替<br>職掌 | 三河國吉田橋改架により、目付坪内權之助定央、勘定吟味役細井丸助政昌に監視命ぜられて暇給はり。三河國吉田橋改架                                                                               |
| 38  | 宝暦11<br>1761 | 修理<br>職掌 | 西結橋の石壘修理なりしにより、作事奉行安藤弾正少弼惟要、目付大田三郎兵衛正房黄金、時服賜はりて賞せらる。江戸城西結橋石垣修理                                                                       |
| 39  | 宝暦11<br>1761 | 修理<br>職掌 | 作事奉行山名伊豆守豊明、使番松田彦兵衛居三河國矢作橋修理うけたまはりいとまたまふ。三河國矢作橋修理                                                                                    |
| 40  | 宝暦12<br>1762 | 修理<br>職掌 | 阿部飛騨守正允三河國矢作橋修理助役の賞として時服十五賜ふ、作事奉行山名伊豆守豊明、松田彦兵衛貞居居橋の事終りて歸り謁す。三河國矢作橋修理助役行賞                                                             |
| 41  | 明和2<br>1765  | 修理<br>職掌 | 小普請奉行本多讃岐守昌忠金二枚、時服二、目付松平縫殿頭忠香時服二給はり、雉子橋石垣修理つかさどりしを賞せらる。                                                                              |
| 42  | 明和4<br>1767  | 修理<br>職掌 | 又千住大橋修理奉はりし作事奉行正木志摩守康恒、西城目付小菅猪右衛門武弟に時服賜はる。                                                                                           |
| 43  | 安永元<br>1772  | 修理<br>職掌 | 作事奉行新庄能登守直宥、目付桑原善兵衛盛員日光山の神橋修理告竣せしをもて、金、時服をたまひ。                                                                                       |
| 44  | 安永9<br>1780  | 修理<br>職掌 | 作事奉行室賀山城守正之、使番野一色頼母義恭に、三河の國矢作橋の架構命ぜられていとま賜はる。三河國矢作橋架構                                                                                |
| 45  | 天明元<br>1781  | 修理<br>職掌 | 作事奉行室賀山城守正之三河國矢作の橋修理おはりて歸り謁す、人夫出したる相馬因幡守恕胤に時服十給ひて褒せらる。                                                                               |
| 46  | 天明元<br>1781  | 修理<br>職掌 | 勘定奉行松本伊豆守秀持比叡山諸堂、三河國矢作橋、鎌倉八幡宮修理のことども、府にありながらつかさどりしをもて時服三をたまはる。                                                                       |

る事業に携わっており、以下の5項目で示されていた。

延享元（1744）年（表-12 No.25），

「兩國橋の修理を褒せられ、勘定奉行神尾若狭守春央。

水野對馬守忠伸は時服、小普請奉行曲淵越前守英元。

目付能勢甚四郎頼一は金、時服、勘定奉行支配井澤彌

惣兵衛正房は金をたまふ。」

延享2（1745）年（表-12 No.27），  
「勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房矢作橋修理の事奉りていとまたまはる。」

宝暦2（1752）年（表-13 No.33），  
「三河國吉田橋修理により、使番雨宮權左衛門正方目付奉はり監視にまかる。勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房（正房の間違いカ）修理奉はりて同じく暇を給ふ。」

宝暦2（1752）年（表-13 No.34），  
「三河國吉田の橋修理なりしをもて、勘定奉行曲淵豊後守英元に時服賜ひ。使番雨宮權左衛門正方、勘定吟味役彌惣兵衛正房三河國より歸り謁す。」

父親と同じく、勘定吟味役として、すべて橋梁の「2(1)修理」に携わっていた。勘定吟味役<sup>19)</sup>とは、

「勘定奉行と同じく老中支配である。職掌としては勘定所会計の検査や勘定奉行及びその指揮下の勘定所の勘定組頭・勘定・支配勘定や郡代・代官の監視を主な任務としている。（中略）勘定吟味役は勘定奉行勝手方や勘定所が職権を濫用することを監視するのを主目的としている。この役職には先ず算勘に明るく勘定所内部によく通じている勘定組頭や代官・賄頭・納戸頭から登用している。（以下略）」

主として、橋梁の修理が滞りなく進んでいるかを監視していたのではないかと考えられる。

しかし、翌年の宝暦3（1753）年（表-13 No.35），  
「勘定吟味役井澤彌惣兵衛正房職を放れ小普請にいり。家に籠らしめらる。これは三河國吉田橋のことつかさどりしに、架橋のさまをろそかなりしにより、とがめかうぶりしなり。同じ事により使番雨宮權左衛門正方も遠慮を命ぜらる。」

楠之丞正房（井澤彌惣兵衛正房）が吉田橋の架構を担当していた際、いい加減な対応を行ったことから、勘定吟味役から小普請へ黜免（ちゅつめん：官職をやめさせること）となり、自宅の一室で謹慎となる蟄居を命ぜられた。井澤は、勘定吟味役として算術を用いた勘定、予算執行等の監理を得意としていたと思われる。その一方で、施工の失態によって責任を取っていることから、架橋を行うなどの土木技術を持ち合わせていたかは疑わしい。

## (2) 維持管理

橋梁の異常がないかを見回る巡視（表-14 No.6, No.9, No.12, No.13）・巡察（表-14 No.3, No.5, No.8, No.14）の記載が、それぞれ4項目で存在していた。元和2（1616）年には（表-14 No.2），

「又前々のごとく道途橋梁絶ず修理すべし。もし緩怠せば、其地の代官過料として、五貫文出さしむべしとなり。」

修理を怠った場合には、過料が課されるとあった。萬治3（1660）年（表-14 No.8）には、

「片桐石見守貞昌はじめ、五畿内及び東海道邊堤防橋梁の巡察命ぜられし大番士。」

五畿（山城・大和・河内・和泉・摂津）および東海道に所在する橋梁を巡察するように命じられた。

そのほかにも、江戸から大阪までの橋梁を巡視・巡察するように命じた記述は2項目（表-14 No.5, No.6）にあり、関東の国々にある橋梁を巡視するよう命じたもの

表-14 『徳川実紀』にみる「維持管理」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目             | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                                                                       |
|-----|--------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 慶長17<br>1612 | 維持<br>管理       | 十六日道路堤防の制を仰下さる。大道小路とも馬さくりの所は、あるは砂あるは石もて堅固にならし。道の側には水路をうがつべし。泥滑の所も砂石もて堅固ならしむべし。堤防の芝生を剪剥すべからず。馬さくりの所は、土をもて堅固にすべし。道路よろしき地にみだりに土を敷べからず。橋梁は公料私領土とも破損せば令し下さるべし。代官等心いれて修理加へしむべしとなり。またこの事の奉行を令せらる（以下略）。 <b>道路堤防并橋梁之制</b> |
| 2   | 元和2<br>1616  | 維持<br>管理       | 又前々のごとく <b>道途橋梁絶ず修理すべし</b> 。もし緩怠せば、其地の代官過料として、五貫文出さしむべしとなり。                                                                                                                                                      |
| 3   | 寛永2<br>1625  | 維持<br>管理       | 諸大名旗本の輩。明年御上洛の事を令せられ。目付の輩には毎驛行殿 <b>橋梁巡察の事命ぜらる</b> 。                                                                                                                                                              |
| 4   | 寛永7<br>1630  | 維持<br>管理       | 維持けふ令せらるるは、御狩の時、警衛等にあづからぬ事は、常にかはらず。農商おのおの業をつとめしめ。生産のさはりをなすべからず。橋梁の朽損するか。又供奉のさまたげとなる所あらば、修理加ふべけれど。いたづらに多くの人をかり催し。道途を洒掃して、迎へたてまつるの類は、御慰のさまたげをなすと同じかるべし。<br><b>將軍鷹狩當日扈從警衛膳所等軽減</b>                                  |
| 5   | 正保3<br>1646  | 維持<br>管理       | 府より大坂迄の驛々 <b>道橋を巡察</b> し。地圖を造るべしと仰付られ暇給ふ。 <b>令製江戸大坂間驛路圖</b>                                                                                                                                                      |
| 6   | 明暦元<br>1655  | 維持<br>管理       | 使番石川彌左衛門貴成。書院番妻木傳兵衛頼熊轉聘により、 <b>大坂まで道橋の巡視につかはさる暇たまふ</b> 。<br><b>依韓聘道使巡視道橋</b>                                                                                                                                     |
| 7   | 萬治3<br>1660  | 維持<br>管理       | 尤常に橋上を洒除すべしとなり。 <b>禁於橋上商賈</b>                                                                                                                                                                                    |
| 8   | 萬治3<br>1660  | 維持<br>管理       | 片桐石見守貞昌はじめ、 <b>五畿内及び東海道邊堤防橋梁の巡察命ぜられし大番士</b> 。<br><b>遣使巡察五畿内及東海道邊堤防橋梁</b>                                                                                                                                         |
| 9   | 寛文4<br>1664  | 維持<br>管理       | こたび <b>關東の國々巡視命ぜらるる</b> により、往還の便を得べきため、道路、橋梁を修めしむべし。<br><b>關東諸國巡視道路宿泊令條</b>                                                                                                                                      |
| 10  | 延宝7<br>1679  | 維持<br>管理       | 官造の樋、水門、橋等、あるは社の修理、祭祀の費、金剛杖及び農民の屋材に用ゆるときは、其員数をしるし、寺社奉行へ伺ひ。代官の指揮に任すべし。                                                                                                                                            |
| 11  | 元禄元<br>1688  | 維持<br>管理       | けふふれしめらるるは、都て府下の橋梁、今より後は、武家邸宅のほとりなるは、 <b>武家のともがら修理すべし</b> 。<br><b>市街にては、市人力をあはせ修理加ふべし</b> 。尤城溝の橋は官費たるべしとなり。                                                                                                      |
| 12  | 享保2<br>1717  | 維持<br>管理       | 吹上苑にわたらせ給ひ、それより櫻田、馬場先、數寄屋橋、鍛冶橋、常盤橋、神田橋、雉子橋、清水門邊の溝渠を巡視し給ふ。                                                                                                                                                        |
| 13  |              | 維持<br>管理       | 兩國橋修理成功の後、水かさ増りし時、漂流し来れるものを、橋杭にあてざるやう、橋上にてとどむべき方術を考へ、請はるべしと思ふものは、そのさまつばらに記して、 <b>兩國橋水防方術募集</b>                                                                                                                   |
| 14  | 宝暦9<br>1759  | 修理<br>維持<br>管理 | この日目付鶴殿十郎右衛門長達 <b>兩國橋修理の巡視を命ぜらる</b> 。 <b>兩國橋修理</b>                                                                                                                                                               |
| 15  | 宝暦1<br>1763  | 修理<br>維持<br>管理 | 松平大和守朝矩上野國厩橋城修理巡察のいとまたまふ。                                                                                                                                                                                        |

もあった（表-14 No.9）。

また、宝暦9（1759）年（表-14 No.14），

「この日付付鶴殿十郎右衛門長達兩國橋修理の巡視を命ぜらる。」

両国橋を修理するための巡視を命じた記述があり、個々の橋梁を維持管理していくための記述もあった（表-14 No.12, No.14）。その両国橋については（表-14 No.13），「兩國橋修理成功の後、水かさ増りし時、漂流し来れるものを、橋杭にあてざるやう、橋上にてとどむべき方術を考へ、請はるべしと思ふものは、そのさまつばらに記して」

両国橋が完成し、水かさが増した時に上流からの漂流物を橋杭へ当てないようにする方策を考えよとの項目が示されていた。当時の橋梁は、木材を組んだ構造であり、増水や洪水によって押し流される以外の様々な原因でも、その流出が発生していたと思われる。

### (3) 禁止事項

表-2「4(3)禁止事項」に該当する8項目が、『徳川実紀』に掲載されていた。

表-15 『徳川実紀』にみる「禁止事項」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目   | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                        |
|-----|--------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 元和9<br>1623  | 禁止事項 | 道路にて往還のさまたげをなし、又は大手の橋欄に憑て佇立すべからず。家光日光社参                                                                                                                           |
| 2   | 寛永3<br>1626  | 禁止事項 | 大井は海道第一の險要にして、關東の障蔽なりと。神組も大御所も常に仰られし所なり。しかるをかく浮橋まうけて、往來の自由せしむるは、さるまじきことなりと御憤大方ならず、後年に至り駿河殿罪蒙ろ給ひしも、此時の事より起こりしとぞ。家光怒忠長大井川架橋                                         |
| 3   | 寛永7<br>1630  | 禁止事項 | 東海道新居の渡修築ありし後は、航海の便りを得たるにより、官事にて経過する輩、新居を往還すれば、参観就封の人々往來あるべし、本坂越は禁ずべし、若風雨などにてわたりがたきことあるときは、制のかぎりにあらずとなり。新居渡海制 本坂越禁止                                               |
| 4   | 寛永7<br>1630  | 禁止事項 | 新築の城郭私に經營することを廳さず、その修築に至ては、堀、土居、石垣等は上裁を仰ぐべし、矢倉、門堀等は制限にあらざる事、附、道驛、橋渡、人馬等はいふに及ばず、私の關所、都留等、往來の煩をなくすことを廳さず。                                                           |
| 5   | 明暦元<br>1655  | 禁止事項 | 錢龜橋、神田橋のほとりに高札を立らる。城溝にて舟より荷物をあぐるとき、舟を石壘にちかくよせて、溝中塵芥落ざらんやうなし、その跡を掃除すべし、大船の荷物は三日のうちにとりあげ、小船は翌日をかざるべし、空船は久しくつなぎをく事なく、荷物をながく河岸につみ置べからず（以下略）。<br>錢龜橋及神田橋江戸橋高札（揚荷 塵芥放棄） |
| 6   | 明暦3<br>1657  | 禁止事項 | 築地水道の板并に亂杭、假橋板等抜取しものあれば、禁制の札をたてられしが、その札をも抜取しものあり、<br>築地水道                                                                                                         |
| 7   | 正徳2<br>1712  | 禁止事項 | 十六日諸國巡視の御使下さるるにより令せらるるは、こたひの國々巡視の御使通行の道途、洒掃ならびに道橋構造なすべからず、送迎の者出す事あるまじ、（以下略）<br>諸國巡使條目                                                                             |
| 8   | 享保12<br>1727 | 禁止事項 | 家士の居住并に市街、常のままにしてつくらふに及ばず、供奉の輩やどるべき家々もこれになぞらへ、あらたに修理する事あるべからず、道途、橋梁もふるきによるべし。                                                                                     |

例えば、寛永3（1626）年の項目をみると、大井川では駿河国の大名であった徳川忠長が、舟橋を架けて往來を自由にしたため、徳川家光を激怒させたというものであった（表-15 No.2）。

「大井は海道第一の險要にして、關東の障蔽なりと。神祖も大御所も常に仰られし所なり。しかるをかく浮橋まうけて、往來の自由せしむるは、さるまじきことなりと御憤大方ならず、後年に至り駿河殿罪蒙ろ給ひしも、此時の事より起こりしとぞ。」

一般民衆へ向けた「4(3)禁止事項」もあり、明暦3（1657）年（表-15 No.6）には、「築地水道の板并に亂杭、假橋板等抜取しものあれば、禁制の札をたてられしが、その札をも抜取しものあり。」

築地水道に設置していた板や亂杭に加え、仮橋の板を勝手に抜き取ることを禁止したものであった。さらに、禁止事項を周知させるために設置した札も取られたとあった。なお、亂杭とは、川・堀などの中や地上に乱雑に打ち並べた杭のことをいう。

### (4) 過失責任

河川に係留した船舶が洪水等により流され、橋脚を損傷させた場合、船主の表-2「4(4)過失責任」を問うたものが3項目で掲載されていた。寛文11（1671）年の記述（表-16 No.1）をみると、

「こたび大風雨の時、各所の橋へ小舟ながれ寄、橋脚そこなひしもあれば、此のち心いれて船つなぎ置べし、かさねてながれかからば、船主の過失たるべしとなり。」

大風雨が発生した際、橋脚へ小舟が流れ寄り、傷つけることがあり、その責任は船主の過失となることが定められた。そして、同年には浅草川も同様の「出水折繫船制」

表-16 『徳川実紀』にみる「過失責任」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目   | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                                 |
|-----|--------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 寛文11<br>1671 | 過失責任 | こたび大風雨の時、各所の橋へ小舟ながれ寄、橋脚そこなひしもあれば、此のち心いれて船つなぎ置べし、かさねてながれかからば、船主の過失たるべしとなり。<br>出水折繫船制                                                                                        |
| 2   | 寛文1<br>1671  | 過失責任 | 浅草川出水の時、兩國橋に船流れよらば官より防がしめ、其船は防ぎたる役夫に下さるべし、もし防がたくば、その船は毀棄べしと定らる。この川上はいふ迄もなし、他橋の川上にある船も、橋脚に流れ寄ざるやう、つねに繫置べし、もし船橋脚に流れ寄ことあらば、前件におなじかるべし。浅草川出水時繫船制                               |
| 3   | 元禄9<br>1696  | 過失責任 | 暴風雨あるは洪水にて、船流れ出て橋柱にかかれば、橋のためよろしからず、河岸ならびに河中につなぎをける船ども、風雨あるは水溢のときは、ことさらに心いれ、流れざるやうにつなぎべし、もし舟子ありあはずば、土人心を用ひ、よくつなぎべし、なをざりにして、舟ながれば収公せらるべし、船主、舟子はいふ迄もなし、河岸の土人等此むね守るべしとなり。川船繫留制 |

が定められた（表-16 No.2）。それから、20年後の元禄9（1696）年（表-16 No.3）には、

「暴風雨あるは洪水にて、船流れ出て橋柱にかかれば、橋のためよろしからず、河岸ならびに河中につなぎをける船ども、風雨あるは水溢るときは、ことさら心いれ、流れざるようにつなぐべし。もし舟子ありあはずば、土人心を用ひ、よくつなぐべし。なをざりにして、舟ながれば収公せらるべし。船主、舟子はいふ迄もなし、河岸の土人等此むね守るべしとなり。」

暴風雨あるいは洪水の際は、船が橋脚に当たらないよう、確実に繋ぎ止めること、それをいい加減にしていた場合は船を没収することが定められた。

## (5) 起点

橋梁が道路の起点（表-2「4(5)起点」）になったことが、表-17 No.1 の1項目で示されていた。

「此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め、七道に堦を築かれしとぞ。」

とあり、日本橋が五街道の起点に定められた記述が江戸時代初頭にみられた。

## 8. 橋梁の名称

表-2「5. 橋梁の名称」に該当するものは、9項目で掲載されていた。名称を決定したという項目は、「道路」ではなく、「橋梁」独自の項目であるといえる。これは、「橋梁」そのものが都市の中でその地域独自の景観を特徴づける構造物として認識されていたとみられる。

橋梁の名称を決定したという記述が5項目でみられた。万治2（1659）年に「両国橋（表-18 No.1）」、寛文8（1668）年には虎ノ門と幸橋御門の間に架けたという「新橋（表-18 No.2）」、元禄6（1693）年の隅田川に架けた「新大橋（表-18 No.3）」、宝永元（1704）年の「永代橋（表-18 No.4）」の名称が決定された。これらの橋の名称は、現在も橋梁名や地名として現存している。表-2「5(2)名称変更」に該当したのは、表-19 に示した3項目、表-2「5(3)名称由来」は、1項目で記載があった（表-20 No.1）。

「今の高田の八幡宮も龍慶が創建の所にして、小日向の川づらに架せし龍慶橋といふも、この入道がはじめたる故、今に其名を残せしとぞ」

とあり、高田八幡宮とは、『江戸名所図会』<sup>20)</sup>によれば、「牛込の総鎮守にして高田にあり（世に穴八幡とよべり）。この地を戸塚といふ。（中略）社記に云く、寛永13年丙子（1636）、御弓隊の松平新五左衛門尉源直次（1585～1649、幕臣）に与力の輩、射術練習のためこの地に的山を築き立てらる。八幡宮は源家の宗廟

にして、しかも弓箭の守護神なればとて、この地を勧請せんことを謀る」

源家の宗廟で弓矢の守護神である八幡を勧請したのがはじまりで、現在の東京都新宿区西早稲田にある。一方、『徳川実紀』をみると、この八幡宮は大橋龍慶（江戸初期の能書家）により創建されたことから、その近くに架けられた橋梁の名称が「龍慶橋」になったと記されていた。このように、同じ神社であっても、その由来の記述に差異がみられる状況にあった。

表-17 『徳川実紀』にみる「起点」の項目

| No. | 西暦<br>和暦    | 項目 | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1604<br>慶長9 | 起点 | 世に傳ふる所は、昔より諸國の里數定制ありといへども、國々に異動多かりしが、近世織田右府領國の内に塚塚を築ぎ、三十六町を以て一里とさだむ。豊富太閤諸國を檢地せしめ、三十六町にさだめ、一里毎に塚塚を気づかしむ。此時又改て江戸日本橋を道程の始に定め、七道に塚を築かれしとぞ。其時大久保石見守に、塚樹にはよい木を用ひよと仰ありしを、長安承り誤りて榎木を植しがいまにのこれりとぞ<br>以江戸日本橋爲道程始 |

表-18 『徳川実紀』にみる「名称決定」の項目

| No. | 西暦<br>和暦    | 項目             | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                |
|-----|-------------|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 1   | 萬治2<br>1659 | 名称<br>決定       | 淺草川新架の橋成功し、名づけて兩國橋といふ、<br>兩國橋成                            |
| 2   | 寛文8<br>1668 | 架橋<br>名称<br>決定 | この春の火災後より、門を開き橋をわたし往來を通ず、<br>又虎門と幸橋の間に橋を架して新橋と唱ふ、<br>新橋開通 |
| 3   | 元禄6<br>1693 | 架橋<br>名称<br>決定 | この日市井に令せられしは、こたび構築せし深川の橋、<br>新大橋と稱すべしとなり、                 |
| 4   | 宝永元<br>1704 | 名称<br>決定       | 此月濱町新橋を永代橋と稱すべきむね觸しめらる、<br>永代橋命名                          |
| 5   | 安永3<br>1774 | 架橋<br>名称<br>決定 | 淺草川にあたらに橋をわたし大川橋と名づく、これは市<br>人等乞てつくりしといふ、<br>大川橋新架        |

表-19 『徳川実紀』にみる「名称変更」の項目

| No. | 西暦<br>和暦    | 項目       | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                        |
|-----|-------------|----------|---------------------------------------------------|
| 1   | 元和6<br>1620 | 名称<br>変更 | 此間中立賣の橋を戻橋といひしを、此時萬年橋と改む<br>改戻橋稱萬年橋               |
| 2   | 寛永7<br>1630 | 名称<br>変更 | 又令せらるるは、芝口門にわたさる橋は芝口橋と稱す<br>べきをもて、今迄芝橋といへるは、      |
| 3   | 正徳元<br>1711 | 名称<br>変更 | 小普請小屋のかたへなる新橋を、今より後龍口橋と稱<br>すべしとふれらる、御年賀の祈禱とて、龍口橋 |

表-20 『徳川実紀』にみる「名称由来」の項目

| No. | 西暦<br>和暦     | 項目       | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                       |
|-----|--------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 寛永11<br>1634 | 名称<br>由来 | 今の高田の八幡宮も龍慶が創建の所にして、小日向の<br>川づらに架せし龍慶橋といふも、この入道がはじめた<br>る故、今に其名を残せしとぞ大橋龍慶建立高田八幡宮 |

表-21 『徳川実紀』にみる「その他」の項目

| No. | 西暦<br>和暦    | 項目       | 記載事項<br>(斜線部は『徳川実紀』に記載の脚注)                                                |
|-----|-------------|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 元禄4<br>1691 | 橋梁<br>撤去 | 玉川もと橋ありしが、今よりのち渡船場に定られ高<br>れを建らる、六郷川玉川橋梁撤去爲渡船場                            |
| 2   | 安永7<br>1778 | 発掘       | この日堀川橋の下深堀の中より鐵柱出しといふ、（世<br>に傳ふるところは、そのかみ豊臣太閤鐵橋を架せしと<br>ところなりといふ）堀川橋流下古鐵柱 |

## 9. その他

表-2「6. その他」に該当したのは、2項目であった。

同表の「6(1)橋梁撤去」は、元禄4(1691)年、

「玉川もと橋梁ありしが、今よりのち渡船場に定られ高札を建らる。」

『徳川実紀』の脚注には「六郷川玉川橋梁撤廢為渡船場」とあり、六郷川玉川(多摩川)の橋梁が撤廢され、この記述以降は渡し舟になった。これを知らせる高札を建てたという記載事項であった。

表-2「6(2)発掘(橋脚)」は、安永7(1778)年、

「この日堀川橋の下深堀の中より鐵柱出しといふ。(世に傳ふるところは、そのかみ豊臣太閤鐵橋を架せしところなりといふ)」

堀川橋の下部から鉄柱が出土し、それは豊臣秀吉が鉄橋を架けた時のものと伝わると記されていた。

## 10. まとめ

本研究では、『徳川実紀』を読み解き、江戸時代前中期における道路行政制度のなかの「橋梁」に着目した。

「1. 新規架橋」に関する21項目よりも、「架替および修理」の44項目の方が多く、江戸幕府は維持管理に重きを置いていたと考えられる。それに関連して、「3. 橋梁の被災」に関するものも20項目でみられた。

そして、橋梁の保守点検に関する「法制度」も整備され、その記述が73項目と最も多くを占めていた。そのなかでも、職掌は主として建築に従事する小普請奉行や作事奉行が携わっていた。さらに、橋梁を巡視・巡察するように命じた維持管理に関する法制度も定められた。その他にも、河川に係留している舟が橋脚に当たった場合、持ち主に過料を求める制度も存在した。江戸時代初頭には五街道の「4(5)起点」として日本橋を定めるなど、橋梁に関する種々の法制度が整備されていた。

続く「5. 橋梁の名称」は、9項目あり、半数以上の5項目が架けた橋の名称を決定したものであった。このように、社会基盤施設に名称を冠することは、橋梁がその地域のランドマークとして認識されていたと推測される。

これまで筆者らが明らかにしてきた道路行政制度においては、新規造成よりも維持管理等を定めた「規則の制定」に関する記述が最も多く、橋梁についても同様の傾向がみられた。次いで施工に関する修理や架け替えが44項目であり、木材で組んだ橋梁の維持管理に苦慮していたと推察される状況にあった。江戸時代前中期を通して、次々と新たな橋を架けるなどせず、いかに既存の橋梁を保守点検しながら、使用していくかに重きが置かれていたことを明らかにした。

## 補注

- [1] 松村(参考文献10))によれば、享保19(1734)年に、江戸の御入用橋の維持管理を年間1,000両(当初は800両)で民間人に一括で請負わせる制度が始められたと示されていた、しかしながら、『徳川実紀』には、その記載がみられなかった。この制度が導入されたとはいえ、江戸幕府が継続して管理していた橋梁は、隅田川の千住大橋、両国橋、新大橋と江戸城城門に付属する橋梁に加えて、浅草門橋、筋違門橋、新橋など、外堀に架けられた橋梁であったことが同文献に示されていた。これらの橋梁は、研究対象の『徳川実紀』で逐次取り上げられていた。そのため、民間へ委託した橋梁との重なりが少なく、本項目が研究対象とした『徳川実紀』に掲載されなかったと推察される。

## 参考文献

- 1) 土木学会編：明治以前日本土木史，岩波書店，1759p，1936.
- 2) 三浦基弘・岡本義喬：日本土木史総合年表，東京堂出版，503p，2004.
- 3) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：江戸時代前中期における『徳川実紀』にみる幕府の道路行政政策，土木史研究講演集，Vol.38，pp.167-181，2018.
- 4) 西山孝樹・藤田龍之・天野光一：『徳川実紀』にみる江戸時代前中期の道路行政政策に関する研究，土木学会論文集D2，Vol.75，No.1，pp.-，2019.
- 5) 小学館国語辞典編集部：日本国語大辞典〔第2版〕5，小学館，p.236，2001.
- 6) 国史大辞典編集委員会：国史大辞典 第5巻，吉川弘文館，pp.303-304，1985.
- 7) 前掲5)，p.961.
- 8) 小学館国語辞典編集部：日本国語大辞典〔第2版〕12，小学館，p.428，2001.
- 9) 国史大辞典編集委員会：国史大辞典 第13巻，吉川弘文館，p.78，1992.
- 10) 松村博：論考江戸の橋—制度と技術の歴史的変遷，鹿島出版会，p.126，2007.
- 11) 鈴木理生：江戸の橋，三省堂，pp.90-106，2006.
- 12) 前掲10)，p.126.
- 13) 前掲10)，p.208.
- 14) 国史大辞典編集委員会：『国史大辞典 第10巻』，吉川弘文館，pp.289-290，1989.
- 15) 黒板勝美：新訂増補版 徳川實紀〈第1篇〉(国史大系)～徳川實紀〈第10篇〉(国史大系)，吉川弘文館，1990-1991.
- 16) 前掲10)，p.99.
- 17) 竹内誠(編)：徳川幕府事典，東京堂出版，p.157，2003.
- 18) 前掲9)，pp.157-158.
- 19) 前掲17)，pp.148-149.
- 20) 市古夏生・鈴木健一：新訂江戸名所図会 4(全六冊)，筑摩書房，p.112，1996.

(2019. 4. 8 受付)